

令和3年3月30日

関係者 各位

更生会社 株式会社 F-Power  
管財人 富 永 浩 明

## ご挨拶

謹啓 時下ますますご清祥の事とお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は、令和3年3月24日に会社更生手続の開始を申し立てておりましたが、令和3年3月30日午後5時、東京地方裁判所より会社更生手続開始の決定をいただき、合わせて小職が管財人として選任されました。

会社更生手続の申立てにおいては、関係各位に多大のご迷惑とご心配をおかけしたにも関わらず、申立日から6日間という短期間で、東京地方裁判所より更生手続開始決定が得られましたのは、ひとえに皆様のご理解とご支援の賜物と感謝しております。ここに心より厚く御礼申し上げます。

今後は管財人として、会社再建に向けて社員共々全力を挙げて取り組む所存でございますので、従前以上のご支援とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

弊社は、今後もこれまで通り事業を継続し、滞りなく需要家の皆様へ電力を供給していくとともに、弊社の迅速かつ確実な再建のため、早急にスポンサー選定手続を行い、選定されたスポンサーの下での再建の途を図って参る所存でございます。会社再建に向け全社一丸となって最大限の努力をしていく決意でございますので、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本来であれば、直接お会いしてご挨拶申し上げるべきところではありますが、まずは取り急ぎ書中をもちまして、会社更生手続開始決定のご報告と管財人就任のご挨拶を申し上げます。

敬具

令和3年(ミ)第2号 会社更生事件

決 定

東京都港区芝浦三丁目1番21号

申立人(開始前会社)	株式会社 F - P o w e r
同代表者代表取締役	沖 隆
同代理人弁護士	三 森 仁
同	伊 達 雄 介
同	南 部 恵 一

申立人(開始前会社)から開始前会社についての更生手続開始の申立てがあったので、当裁判所は、会社更生法(平成14年法律第154号。以下「法」という。)第17条第1項に規定する更生手続開始の原因となる事実があり、かつ、法第41条第1項各号のいずれかに該当する場合ではないと認め、当該申立てを理由があるものとして主文第1項のとおり決定し、並びに法及び会社更生規則(平成15年最高裁判所規則第2号。以下「規則」という。)の関連規定に基づき、主文第2項から第7項までのとおり決定する。

主 文

1 開始前会社株式会社 F - P o w e r につき、更生手続を開始する。

2 管財人に次の者を選任する。

東京都中央区銀座7丁目12番14号大栄会館5階富永浩明法律事務所  
弁護士富永浩明

3 更生債権等の届出をすべき期間等を次のとおり定める。

(1) 更生債権等の届出をすべき期間の終期

令和3年5月31日

(2) 認否書の提出期限

令和3年8月30日

(3) 更生債権等の一般調査期間

令和3年9月7日から令和3年9月21日まで

4 更生会社、更生債権者等、株主又は労働組合等が、管財人の選任について書面により意見を述べることができる期間の終期を令和3年4月30日と定める。

5 更生計画案の提出期間を次のとおり定める。

(1) 管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期

令和3年12月24日

(2) 更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期

令和3年12月17日

6 管財人は、法及び規則に定める職務のほか、次のとおり報告等をしなければならない。

(1) 法第84条第1項に規定する報告書を令和3年5月31日までに当裁判所に提出すること。

(2) 毎月、更生会社の業務及び財産の管理状況について、報告書及び損益計算書を作成し、翌月末日までに、当該報告書に当該損益計算書の写しを添付して当裁判所に提出すること。

(3) 更生手続開始の時における財産評定の前の貸借対照表を作成した後、速やかに当裁判所に提出すること。

(4) 法第83条第3項の規定による貸借対照表及び財産目録を作成した後、速やかに当裁判所に提出すること。

(5) 更生計画案の作成の時における継続企業価値及び清算価値による資産総額を記載した書面並びに更生手続開始後更生計画案作成時に至るまでの期間における損益計算書を作成し、更生計画案と共に当裁判所に提出すること。

7 管財人は、次の行為をするには、当裁判所の許可を得なければならない。

(1) 更生会社が所有し、又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（200万円以下の価額を有する財産に係る取引及び常務

に属する取引に関する場合を除く。)

- (2) 更生会社の有する債権について譲渡, 担保権の設定その他一切の処分 (管財人による取立てを除く。)
- (3) 財産の譲受け (商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。)
- (4) 貸付け
- (5) 借財 (手形割引を含む。) 又は保証
- (6) 法第61条第1項の規定による契約の解除
- (7) 訴えの提起若しくは保全, 調停, 支払督促その他これらに準ずるものの申立て又はこれらの取下げ
- (8) 和解又は仲裁合意
- (9) 債務免除, 無償の債務負担行為又は権利の放棄
- (10) 200万円を超える共益債権を生じさせる行為で常務に属しないもの
- (11) 更生担保権に係る担保の変換 (更新された火災保険契約に係る保険金請求権に対する担保変換としての質権の設定を除く。)
- (12) 更生会社の事業の維持更生の支援に関する契約又は当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結

令和3年3月30日午後5時

東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 朝 倉 佳 秀

裁判官 林 史 高

裁判官 高 橋 浩 美

これは謄本である。

令和3年3月30日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 網 島 智 子

